

# 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正について（概要）

## 1 趣旨

横浜市環境影響評価条例施行規則（以下、規則）は、横浜市環境影響評価条例の施行に関し必要な事項を定めたものです。

このたび、規則の「別表第1 第1分類事業及び第2分類事業」に定める「高層建築物の建設」の「第2分類事業の要件」について、特定の区域に建設する場合の建築物の高さ要件を変更するため、その一部を改正します。

## 2 改正の概要

規則 別表第1の「高層建築物の建設」の項の「第2分類事業の要件」の欄を次のとおり改正します。

現 行			改正案		
事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号（ただし書を除く。）の延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上であるもの。ただし、特定の区域に建設する場合にあっては、建築物の高さが180メートル以上で、かつ、延べ面積が15万平方メートル以上であるもの	建築物の建設の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの。ただし、特定の区域に建設する場合には、建築物の高さが100メートル以上 <u>180メートル未満</u> で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの	10 高層建築物の建設	建築物の建設の事業であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号（ただし書を除く。）の延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上であるもの。ただし、特定の区域に建設する場合にあっては、建築物の高さが180メートル以上で、かつ、延べ面積が15万平方メートル以上であるもの	建築物の建設の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの。ただし、特定の区域に建設する場合には、建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの（この項の第1分類事業の要件の欄の特定の区域に建設する場合の要件に該当するものを除く。）

（※下線部分が改正箇所）

## 3 施行予定日

平成29年8月1日